

地域の課題や問題と 市・区での取り組み

～ その解決に向けて ～

花見川区役所 地域づくり支援課



目次

1. 花見川区の防災対策について . . . 1
2. 交通機関の減便対策について . . . 3
3. 町内自治会員減少の対策について . . . 6
4. 空き家対策について . . . 7
5. ごみ問題について . . . 8

花見川区の防災対策について① ～避難所～

<地震> 震度6弱以上の地震 ⇒ 全ての避難所が開設

○犢橋中学校区内の避難所：犢橋小、犢橋中、犢橋高、犢橋公民館

○避難所開設の流れ

震度6弱以上の地震発生→避難所運営委員会と直近要員（市職員）が自動参集
→体育館等の建物や設備の損傷確認→安全確認後に避難所開設

○避難所の運営に対する区の支援

- ・避難所運営に関する研修会開催（7月）
- ・重点訓練会場にて避難所開設訓練（11月）
- ・防災講習会開催（12月21日開催予定）
- ・避難所運営委員会の活動に補助金交付（通年・最大5万円/年）

<風水害> 土砂災害の発生予想 ⇒ 公民館で避難所開設

○犢橋中学校区付近の避難所：犢橋公民館、こてはし台公民館

○浸水の発生予想 ⇒ 犢橋中学校で避難所開設（過去の浸水履歴に基づく）

○避難所開設の流れ

市災害対策本部にて土砂災害や浸水の発生予想 ⇒ 区職員が避難所に参集・開設

花見川区の防災対策について②

～自主防災組織～

○自主防災組織とは

大規模な災害が発生した場合に、隣近所の人たちがお互い協力して助け合い出来る範囲で救出救護、初期消火、避難誘導などを行う組織

○平常時における自主防災組織の活動内容

- ・ 避難場所、避難経路、危険箇所、災害時要支援者の把握 ⇒ 防災マップ作成
- ・ 防火防災訓練

避難訓練、消火訓練、救出救護訓練、安否確認訓練、炊き出し訓練など

○自主防災組織への助成制度

- ・ 設置助成 加入世帯数に応じてヘルメットやメガホンなどの防災用品を供与
- ・ 活動助成 防火防災訓練に要する経費を助成（参加人数×150円）
- ・ 資機材助成 防災活動に必要な資機材の購入・賃借料の1/2を助成

【問い合わせ先】

花見川区役所地域づくり支援課

電話：043 - 275 - 6224 MAIL: chiikizukuri.han@city.chiba.lg.jp

交通機関の減便対策について①

バス事業者に調査・ヒアリング等を行った結果、運転手不足が減便の主な要因であることがわかったため、市では、バス事業者に対し下記のような支援を実施しています。

○運転手養成支援

令和2年度より、バス運転手になるために必要な2種免許を取得するための費用の一部を支援しているほか、令和6年度より特例講習（運転経歴等の緩和）の費用の一部についても支援しています。

○生活交通バス路線維持支援

令和6年度より、生活交通として必要なバス路線を維持するため、バス事業者に対し、運行に係る経費の一部を支援しています。

○求人支援

令和6年度より、バス運転手の求人に係る費用（求人サイトや就職説明会の運営費用）の一部を支援しています。

さらに国へ運転手確保や運行経費などに対する支援制度拡充について要望しています。

交通機関の減便対策について②

○花まわる号について（京成バスによる運行）

八千代台駅及び京成大和田駅と花見川区北部を結ぶ花まわる号は、地域の皆様の生活を守る重要な路線です。

これまでも、地元・行政（千葉県や八千代市とも連携）・バス事業者から構成される三者協議会において、運行ダイヤやルート等を検討してきました。

これからも利便性向上や利用促進に努めていきます。

引き続き皆様のご協力をお願いします。

※花まわる号

平成16（2004）年5月、路線バスの退出により交通が不便となった地域の解消を目的に、コミュニティバス導入を検討する地元協議会の準備会を設置（千葉市）。その後、バス会社側から路線の退出は行わず、地元・行政・事業者により運行計画を検討する場を設けたいとの申し出があり、平成16年10月に三者協議会を設置し、運行に至る。

参考ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/kotsu/hanamawaru-bus.html>

交通機関の減便対策について③

バス路線の維持のための支援を実施していきませんが、路線維持のためには何よりも、バスにご乗車いただくことが重要です。

市民の皆様においても、バスなど公共交通の積極的なご利用をお願いします。



市内の公共交通機関各社のご案内

【問い合わせ先】

都市局都市部交通政策課

電話：043-245-5350

MAIL：kotsu.URU@city.chiba.lg.jp

町内自治会員減少の対策について

○加入促進の取組み

- ・市が作成した加入促進チラシの配布
例：各区市民総合窓口課（転入者向け）、成人式、市職員採用説明会
- ・市民向けに使用する封筒への啓発ロゴ印刷 等

○町内自治会のデジタル化推進（令和5年度～）

千葉市では、町内自治会活動の効率化や事務負担の軽減を進めるとともに、若い世代の参加による活性化を進めることで、将来にわたり活動を持続可能なものとするため、町内自治会のデジタル化を推進しています。会員減少への対策の観点では、町内自治会活動に関する情報発信等においてデジタルを活用していただくこと等が想定されます。

令和5年度：役員向け研修会、出前講座の実施

令和6年度：モデル事業の実施（地域交流アプリ「いちのいち」の有効性検証 他）

○その他

町内自治会活動の活性化や負担軽減の観点から、「町内自治会と多様な主体の連携」（令和5年度～）や「町内自治会関連手続きのオンライン化」（令和6年度～）に取り組んでいます。

【問い合わせ先】

市民局市民自治推進部市民自治推進課

電話：043-245-5138 MAIL: jichi.CIC@city.chiba.lg.jp

空き家対策について

○管理不全な空家等対策

1年以上放置された空き家の屋根や外壁の傷みにより建材が飛散したり、敷地から越境した樹木の枝等により周囲の建築物等に破損などが生じていたりするなど、2か所以上の隣接地に影響があるときはご連絡ください。現地確認を行い、管理不全な空家等と判断した場合には、空き家の所有者に対して通知等を行います。

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正（令和5年12月13日改正）

空家等対策を総合的に強化するため、これまでの「特定空家等」に加えて、新たに「管理不全空家等」の所有者等に対して、指導や勧告ができるようになりました。

「管理不全空家等」に認定された場合、市は空家等の所有者等に対して適切な管理を指導し、指導後になお状態が改善されず、特定空家等になるおそれの大きい場合には、必要な措置について勧告を行います。

勧告を受けた場合、固定資産税等の住宅用地課税標準の特例措置の適用除外となり、当該土地に係る固定資産税等が大幅に上がります。

※なお、単なる相隣関係のみの問題（隣の木の枝が越境している、土地の境界付近に建物を建築されている等）については、当事者間の話し合いで解決することが基本となります。法律相談等によりご自身でご対応ください。（民法第233条）

【問い合わせ先】 花見川区役所地域づくり支援課 電話：043 - 275 - 6213

MAIL: chiikizukuri.han@city.chiba.lg.jp

【参考】

道路への樹木越境については各土木事務所で現場確認を行い、樹木の土地所有者に対し、伐採及び剪定の依頼を行っております。

【問い合わせ先】 花見川・稲毛土木事務所管理課 電話：043-257-8841

MAIL : kanri.HPW@city.chiba.lg.jp

ごみ問題について①

○ごみに関する高齢者への支援制度

- ・粗大ごみの運び出し収集

排出場所まで運び出すことが困難で身近な方の協力も得られない場合に、収集作業員が室内等からの運び出し作業を支援。

- ・ごみ(可燃・不燃・有害)、びん・缶・ペットボトルの運び出し

ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者などの世帯から、地域のボランティアがごみを収集し、ごみステーションへ排出。

(市は、町内自治会等(地域ボランティアが属する団体)に補助金を交付)

○ごみステーション管理運営への支援

- ・用具の支援

ごみステーションの清潔保持のために市指定袋を配布するほか、カラス等によるごみの散乱防止等のためにごみステーション数を上限に防鳥ネット及び清掃用具(ほうき・ちりとり)を無償貸付。

- ・知識の習得や技術の向上

地域での清掃活動に役立つ基礎知識を学べる研修動画や、カラス被害や不法投棄対策に一定の効果があった好事例を市ホームページで紹介。

- ・外国人市民向けの対策

外国語版のごみステーション看板や「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」を用意。

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語の6か国語に対応

ごみ問題について②

○畑等への不法投棄対策

- ・ 監視パトロール体制

職員及び民間警備会社による監視パトロールのほか、監視カメラによる監視を実施。

- ・ 不法投棄防止用看板

不法投棄防止用看板（千葉県警察との連名）を作成し、配布。

- ・ 土地所有者向けの周知啓発等

不法投棄された場合の土地管理者の処理責任などを記したリーフレットを作成し、定期的な見回り、こまめな清掃（草刈）や柵やネットの設置等、適正な土地の管理を呼びかけるほか、不法投棄の相談窓口を設置。

【問い合わせ先】

環境局資源循環部収集業務課

電話：043-245-5246 MAIL：shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp

